

令和5年第2回東広島市議会定例会

提 出 議 案 説 明 書

令和5年6月

目 次

議案第 1 1 0 号	財産の取得について……………	1
	(消防局消防総務課)	
議案第 1 1 1 号	財産の取得について……………	2
	(消防局消防総務課)	
議案第 1 1 2 号	財産の取得について……………	3
	(消防局消防総務課)	
議案第 1 1 3 号	財産の取得について……………	4
	(消防局消防総務課)	
議案第 1 1 4 号	財産の取得について……………	5
	(消防局消防総務課)	
議案第 1 1 5 号	請負契約の締結について……………	6
	(建設部技術企画課)	
議案第 1 1 6 号	委託契約の締結について……………	9
	(消防局指令課)	
議案第 1 1 7 号	請負契約の変更について……………	1 1
	(建設部技術企画課)	
議案第 1 1 8 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に ついて……………	1 3
	(総務部職員課)	

議案第 1 1 9 号	東広島市税条例の一部改正について……………	1 4
	(財務部市民税課)	
議案第 1 2 0 号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正につい て……………	1 7
	(健康福祉部国保年金課)	
議案第 1 2 1 号	東広島市都市公園条例の一部改正について……………	1 8
	(都市部都市整備課)	
議案第 1 2 2 号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	2 0
	(都市部建築指導課)	

議案第110号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

大崎上島消防署に配備する資機材積載車を買入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 品名 資機材積載車

(3) 数量 1台

3 取得価格

6,281万円

4 相手方

東広島市安芸津町風早3133番地の2

中下モータース株式会社

代表取締役 中 下 智 洋

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 1 1 1 号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

東広島消防署西分署に配備する消防ポンプ自動車を買入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 品名 消防ポンプ自動車

(3) 数量 1 台

3 取得価格

5,357 万円

4 相手方

広島市中区舟入南三丁目 1 3 番 3 号

株式会社三葉ポンプ

代表取締役 筒井敏之

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第112号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

東広島消防署南分署に配備する高規格救急自動車を買入れようとするものである。

2 取得する財産

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 高規格救急自動車
- (3) 数量 1台

3 取得価格

3,418万2,500円

4 相手方

東広島市西条町御薊宇6466番地3
広島トヨタ自動車株式会社西条店
店長 大田 勝

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 1 1 3 号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

東広島市消防団福富方面隊福富東分団並びに黒瀬方面隊板城西分団及び乃美尾分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

- (1) 種別 動産
- (2) 品名 小型動力ポンプ付積載車
- (3) 数量 3 台

3 取得価格

2,687万8,500円

4 相手方

東広島市安芸津町風早 3 1 3 3 番地の 2
中下モータース有限公司
代表取締役 中 下 智 洋

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければ
ならない財産の取得又は処分は、予定価格 2,000 万円以上の不動産若しくは
動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若し
くは売払いとする。

議案第 1 1 4 号

財産の取得について

(消防局消防総務課)

1 提案の理由

消防団員に貸与する東広島市消防団活動服を買い入れようとするものである。

2 取得する財産

(1) 種別 動産

(2) 品名 東広島市消防団活動服

(3) 数量 7 5 5 着

3 取得価格

2, 3 6 6 万 9, 2 5 0 円

4 相手方

東広島市西条町助実 1 7 7 8 番地の 1

株式会社エキヒロ

代表取締役 友 則 秀 一

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第 3 条 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決に付さなければ
ならない財産の取得又は処分は、予定価格 2, 0 0 0 万円以上の不動産若しくは
動産の買入れ若しくは売払い（一略一）又は不動産の信託の受益権の買入れ若し
くは売払いとする。

議案第115号

請負契約の締結について

(建設部技術企画課)

1 提案の理由

令和5年度幹線市道整備事業正力西1号線・正力飯田線道路改良工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市八本松町正力

(2) 工事の内容

土木一式工事

ア 市道正力西1号線

延長 350メートル

幅員 9.75メートル

(ア) 道路土工

掘削工 4,800立方メートル

路体盛土工 1万950立方メートル

路床盛土工 2,710立方メートル

(イ) 植生工

種子散布 1,250平方メートル

客土吹付 1,070平方メートル

(ウ) 擁壁工

補強土壁工 293平方メートル

重力式擁壁 104立方メートル

(エ) 排水構造物工

側溝工 788メートル

集水枿工 15箇所

管渠工^{きよ} 39メートル
L型側溝 44メートル

(オ) 舗装工

アスファルト舗装工 5,070平方メートル
縁石工 157メートル
区画線工 1,101メートル

(カ) 防護柵工

転落防止柵工 102メートル
遮音壁工 172メートル

イ 市道正力飯田線

延長 800メートル
幅員 7.0メートル

(ア) 道路土工

掘削工 7,230立方メートル
路体盛土工 490立方メートル
路床盛土工 670立方メートル

(イ) 植生工

種子散布 70平方メートル
客土吹付 690平方メートル

(ウ) 擁壁工

重力式擁壁 543立方メートル

(エ) ブロック積工

コンクリートブロック工 847平方メートル

(オ) 排水構造物工

カルバート工 138メートル
側溝工 1,193メートル
集水柵工 27箇所
管渠工 148メートル
L型側溝 314メートル

(カ) 舗装工

アスファルト舗装工 6,052平方メートル

区画線工 2,261メートル

(キ) 防護柵工

ガードレール工 123メートル

(3) 契約金額

5億3,234万5,000円

(4) 契約の相手方

シンクコンストラクション・シンクファーム特定建設工事共同企業体

代表構成員 東広島市西条土与丸一丁目5番55号

シンクコンストラクション株式会社

代表取締役 正路 隆弘

構成員 東広島市高屋町檜山779番地3

シンクファーム株式会社

代表取締役 加藤 卓

(5) 工期

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和7年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第116号

委託契約の締結について

(消防局指令課)

1 提案の理由

消防救急デジタル無線設備中間更新業務の委託契約を締結しようとするものである。

2 契約の内容

(1) 履行場所

東広島市消防局、龍王山中継局、篁山中継局、板鍋山中継局及び神峰山中継局

(2) 業務の内容

無線回線制御装置、遠隔制御装置、基地局無線装置、基地局無線装置（共通予備）、空中線共用器、4.9GHz帯無線ブリッジ装置、ネットワーク機器その他の設備の製造及び据付け、既設無線設備連携調整業務並びにこれらに付随する業務

(3) 契約金額

2億2,643万5,000円

(4) 契約の相手方

広島市西区南観音五丁目11番12号

株式会社富士通ゼネラル中四国情報通信ネットワーク営業部

部長 島崎 浩成

(5) 履行期間

東広島市議会の議決のあった日の翌日から令和8年3月31日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第117号

請負契約の変更について

(建設部技術企画課)

1 変更の理由

令和4年6月1日に締結した令和4年度農業用施設災害復旧事業黒瀬地区災害復旧工事(4-1)の請負契約について、工事の内容の一部を変更する必要が生じたため、請負契約金額を変更しようとするものである。

2 変更後の請負契約の内容

(1) 工事の場所

東広島市黒瀬町市飯田

(2) 工事の内容

土木一式工事

ア 堤体盛土工 6,278立方メートル

イ 遮水シート工 1,706平方メートル

ウ 底樋工 1基

エ 斜樋工 1基

オ 洪水吐工 12.3メートル

カ 排土工 1,520立方メートル

キ 安定処理工 1,870平方メートル

(3) 契約金額

原契約金額	変更契約金額	増加額
1億2,760万円	1億9,717万8,300円	6,957万8,300円

(4) 契約の相手方

東広島市志和町七条栴坂1632番地の1

株式会社三輝

代表取締役 木村 遵輝

(5) 工期

令和4年6月2日から令和5年12月28日まで

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第118号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(総務部職員課)

1 改正の要旨

防疫等作業従事職員の特殊勤務手当について、新型コロナウイルス感染症に対処するために行われた措置に係る作業に従事した場合の特例を廃止しようとするものである。

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年7月1日

(2) 経過措置

施行日以後において特殊勤務手当の支給に係る作業若しくは業務に従事し、又は勤務した職員に対する当該特殊勤務手当について適用する。

(根拠法令)

地方公務員法

第24条

5 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

議案第 1 1 9 号

東広島市税条例の一部改正について

(財務部市民税課)

1 改正の理由

地方税法の一部改正等に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法及び特定小型原動機付自転車の税率を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 個人の市民税

ア 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について、個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収することとする。（第 3 4 条の 9、第 3 8 条、第 4 1 条、第 4 4 条、第 4 7 条、第 4 7 条の 2、第 4 7 条の 6 関係）

イ 給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その申告書に記載すべき事項に代えて異動がない旨を記載した申告書を提出することができることとする。（第 3 6 条の 3 の 2 関係）

ウ 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例について、適用期限を 3 年間延長する。（附則第 8 条関係）

(2) 軽自動車税

ア 道路交通法（昭和 3 5 年法律第 1 0 5 号）の一部改正に伴い、新たに定義された特定小型原動機付自転車（原動機付自転車のうち、車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として一定の基準に該当するものをいう。）に係る種別割の税率を 2, 0 0 0 円とする。（第 8 2 条関係）

イ 非課税対象車等に係る環境性能割及び減税対象車に係る種別割について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したることによるものであるときにおける、賦課期日現在における3輪以上の軽自動車の納税義務者（環境性能割にあつては取得者をいい、種別割にあつては所有者をいう。）とみなされた当該認定等の申請をした者又はその一般承継人が納付すべき環境性能割又は種別割の額を次のとおり改定する。（附則第15条の2、附則第16条の2関係）

現 行	改 正
当該不足額に100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額	当該不足額に100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額

3 施行期日等

(1) 施行期日

ア 個人の市民税に関する規定

(ア) 肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例に関する規定等 公布の日

(イ) 森林環境税の賦課徴収の方法に関する規定 令和6年1月1日

(ウ) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に関する規定 令和7年1月1日

イ 軽自動車税に関する規定

(ア) 特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率に関する規定 令和5年7月1日

(イ) 不正の手段により生じた環境性能割又は種別割の不足額を徴収する際における当該不足額に加算する金額に関する規定 令和6年1月1日

(2) 経過措置

ア 個人の市民税に関する経過措置

(ア) 森林環境税の賦課徴収の方法に関する規定 令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(イ) 給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項に関する規定 令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与について提出する扶養親族等申告書につ

いて適用する。

イ 軽自動車税に関する経過措置

(ア) 特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率に関する規定 令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

(イ) 不正の手段により生じた環境性能割の不足額を徴収する際に当該不足額に加算する金額に関する規定 令和6年1月1日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

(ウ) 不正の手段により生じた種別割の不足額を徴収する際に当該不足額に加算する金額に関する規定 令和6年度以後の年度分の3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第120号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

(健康福祉部国保年金課)

1 改正の理由

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の課税限度額を引き上げ、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更して軽減対象を拡大するとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を次のとおり引き上げる。(第2条、第25条関係)

現 行	改 正
20万円	22万円

- (2) 国民健康保険税の軽減措置に係る軽減判定所得の算定において、被保険者等の数に乘じる金額を次のとおり引き上げる。(第25条関係)

区 分	現 行	改 正
5割軽減の対象となる世帯	28万5,000円	29万円
2割軽減の対象となる世帯	52万円	53万5,000円

3 施行期日等

- (1) 施行期日

公布の日

- (2) 経過措置

令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 1 2 1 号

東広島市都市公園条例の一部改正について

(都市部都市整備課)

1 改正の理由

有料公園施設として東広島運動公園にグラウンド・ゴルフ場を新たに設置するとともに、当該施設の使用料の額等を定めようとするものである。

2 改正の内容

(1) 東広島運動公園にグラウンド・ゴルフ場（以下「施設」という。）を新たに設置する。（別表第 1 関係）

(2) 施設の開園日は、1 月 4 日から 1 2 月 2 7 日までの日（次に掲げる日を除く。）とする。（別表第 2 関係）

ア 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日）

イ 休日（土曜日である日を除く。）の翌日（休日の翌日が土曜日、休日又はアに定める日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その直後の日曜日及び休日等でない日）

(3) 施設の利用時間は、次のとおりとする。（別表第 2 関係）

区 分	利用時間
1 月から 3 月まで	午前 9 時から午後 5 時まで
1 1 月及び 1 2 月	
4 月から 1 0 月まで	午前 9 時から午後 6 時まで

(4) 施設の使用料の額を次のとおり定める。（別表第 3 関係）

ア 専用使用

単 位	区 分	使用料の額
1 回当たり	1 コースにつき	1 5, 0 0 0 円

イ 個人使用

単 位	区分	使用料の額
1 回当たり	児童	2 0 0 円

	生徒	
	学生	400円
	一般	

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年7月24日等

(2) 経過措置

使用の許可及び使用料の徴収並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

都市公園法

第18条 この法律及びこの法律に基づく命令で定めるもののほか、都市公園の設置及び管理に関し必要な事項は、条例（－略－）で定める。

議案第122号

東広島市手数料条例の一部改正について

(都市部建築指導課)

1 改正の理由

建築基準法の一部改正に伴い、新たに徴収する手数料を定めるとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 住宅又は老人ホーム等に設ける機械室等（給湯設備等を設置するためのものであって、市街地の環境を害するおそれがないものに限る。）の建築物の容積率の算定に係る特例の認定の申請に対する審査に係る手数料の額を次のとおり定める。（別表第2の2関係）

名 称	単 位	金 額
建築物の容積率の特例認定申請手数料	申請1件につき	27,000円

- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上のため必要な外壁に関する工事等を行う建築物であって、構造上やむを得ない一定のものの容積率又は建蔽率の特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を次のとおり定める。（別表第2の2関係）

名 称	単 位	金 額
建築物の容積率の特例許可申請手数料	申請1件につき	160,000円
建築物の建蔽率の特例許可申請手数料		

- (3) 第一種低層住居専用地域等内における再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のために必要な屋根に関する工事等を行う建築物であって、構造上やむを得ない一定のものの高さ制限の特例の許可の申請に対する審査に係る手数料の額を次のとおり定める。（別表第2の2関係）

名 称	単 位	金 額
建築物の高さの許可申請手数料	申請1件につき	160,000円

3 施行期日等

- (1) 施行期日

令和5年7月1日

(2) 経過措置

施行日以後にされる申請に係る手数料について適用する。

(根拠法令)

地方自治法

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－